

京都市告示 第141号

計量法第21条第2項の規定に基づき、計量器定期検査の期日を  
次のとおり指定します。

平成16年 4 月15日

京 都 市 長  
榎 本 頼 兼

計量器のひょう量	実 施 区 域	実 施 期 間
5トンのもの等	市 内 全 域	平成16年 5 月18日から 平成16年 6 月18日まで

( 計量検査所)